

新型コロナウイルスによる感染症の 疑いのあるお客様の乗船について

お客様が新型コロナウイルスに感染している場合、航海中にご本人の症状が重症化する懸念があり、また他のお客様や乗組員への感染のおそれがあるため、当社運送約款の規定により、次のア、イ又はウのいずれかに該当する場合は、症状の有無にかかわらず、ご乗船をお断りいたします。

- ア 乗船時に体温が **37.5** 度以上である者
(当社窓口での検温を拒否する場合も同等とみなします。)
- イ 新型コロナウイルス感染者の『濃厚接触者』と特定された者
- ウ その他厚生労働省が公表する相談・受診の目安に該当する者

(ウの目安)

2020.5.8 に厚生労働省が改正公表した次の新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安

対 象 者		症 状
一般の方		①比較的軽い風邪症状が続く 又は ②次の強い症状のいずれか有り 息苦しさ(呼吸困難) 強いだるさ(倦怠感) 高熱など
重症化のお それの高い 人	高齢者	発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状
	糖尿病や心不全、呼吸器疾患 などの持病あり・透析患者	
	免疫抑制剤や抗がん剤使用	
	妊婦	